

報道関係者 各位

平成 28 年 9 月 20 日

【照会先】

雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課

課 長 阿部 充

課長補佐 五阿彌 秀良

(代表電話) 03(5253)1111(内線 7837)

(直通電話) 03(3595)3271

「平成 27 年版 働く女性の実情」を公表します

～男女雇用機会均等法成立後 30 年で、M 字型カーブの底の労働力率は 20.6 ポイント上昇～

厚生労働省は、このたび、「平成 27 年版 働く女性の実情」を取りまとめましたので、公表します。「働く女性の実情」は、政府や研究機関などの各種統計調査を用いて、働く女性の状況などを分析した報告書で、昭和 28（1953）年から毎年公表しています。

この報告書は 3 部構成で、Ⅰ部では、就業状況や労働条件など、働く女性に関する状況を、Ⅱ部では、働く女性に関する厚生労働省の施策をまとめています。また、Ⅲ部では、昭和 60 年の男女雇用機会均等法成立以後 30 年間の雇用均等行政分野の法律の変遷と働く女性に関するデータから、女性労働者を取り巻く環境の変化をまとめています。

【Ⅲ部「男女雇用機会均等法成立 30 年を迎えて」の働く女性に関するデータのあらまし】

（カッコ内は概要版の掲載ページとなります）

■女性の年齢階級別労働力率（P 1）

M 字型カーブはこの 30 年間で大きく上方にシフトし、窪みが大幅に浅くなり改善傾向。

M 字型の底（「30～34 歳」）の労働力率が 20.6 ポイント上昇。

労働力率が上昇したすべての年齢階級（25～64 歳）で有配偶者の労働力率の上昇による効果大。

■女性の就業率（P 5）

25～44 歳の女性の就業率は、昭和 60 年（56.5%）から平成 27 年（71.6%）まで上昇傾向にある。

■女性の産業別雇用者数（P 7）

昭和 60 年は「サービス業」（464 万人、女性雇用者総数に占める割合 30.0%）が最多、平成 27 年は「医療、福祉」（578 万人、同 23.4%）が最多。

■女性の雇用形態別雇用者数（P 8）

役員を除く雇用者に占める「非正規の職員・従業員」の割合は、昭和 60 年（32.1%）から平成 27 年（56.3%）までほぼ一貫して上昇傾向にある。

■役職者に占める女性の割合の推移（P 10）

昭和 60 年から平成 27 年の変化をみると、「課長級以上（部長級＋課長級）」が 1.4%から 8.7%に、「係長級以上（部長級＋課長級＋係長級）」が 2.5%から 11.9%に上昇している。役職別にみると、「部長級」は 1.0%から 6.2%に、「課長級」は 1.6%から 9.8%に、「係長級」は 3.9%から 17.0%に、いずれの区分も上昇傾向が続いている。

■男女間賃金格差の推移（P 11）

一般労働者*の所定内給与額の男女間格差（男性＝100.0 とした場合の女性の所定内給与額）は、昭和 60 年は 59.6 であったが、平成 27 年は 72.2 となっており、格差は縮小傾向が続いている。

※ 常用労働者のうち短時間労働者以外の者

（別添）「平成 27 年版 働く女性の実情（Ⅲ部）」（概要版）

なお、「平成 27 年版 働く女性の実情」（本文）は、厚生労働省ホームページをご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/josei-jitsujo/15.html>